

## 第2節 防衛省・自衛隊の組織

### 1 防衛力を支える組織

#### 1 防衛省・自衛隊の組織

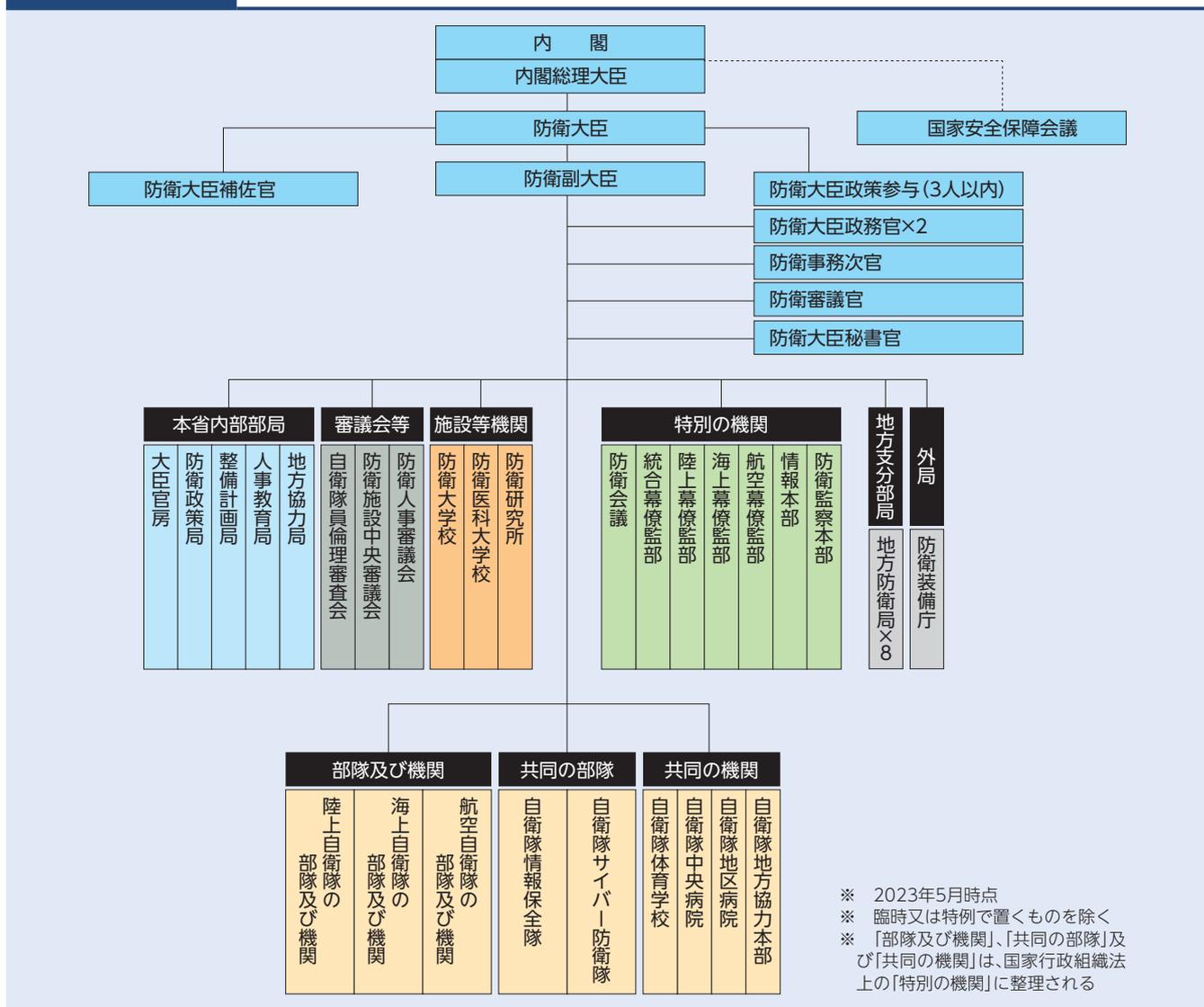
防衛省・自衛隊は、わが国の防衛という任務を果たすため、実力組織である陸・海・空自を中心に、様々な組織で構成されている。

防衛省と自衛隊は、ともに同一の組織を指している。「防衛省」という場合には、陸・海・空自の管理・運営な

どを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

□ 参照 図表Ⅱ-5-2-1 (防衛省・自衛隊の組織図)、図表Ⅱ-5-2-2 (防衛省・自衛隊の組織の概要)、図表Ⅱ-5-2-3 (陸・海・空自衛隊の編成)、図表Ⅱ-5-2-4 (主要部隊などの所在地(イメージ)(2022年度末現在))

図表Ⅱ-5-2-1 防衛省・自衛隊の組織図

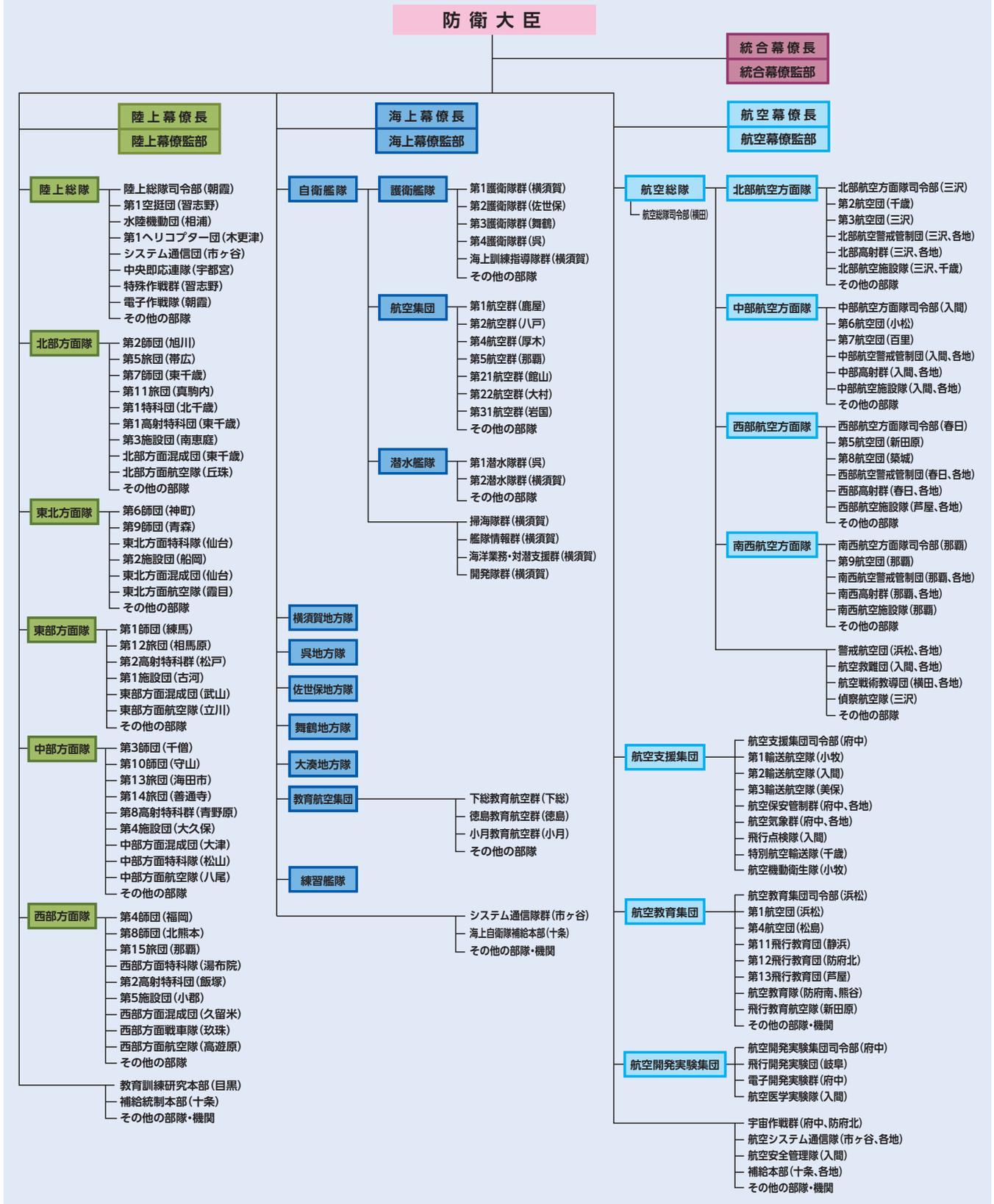


※ 2023年5月時点  
 ※ 臨時又は特例で置くものを除く  
 ※ 「部隊及び機関」、「共同の部隊」及び「共同の機関」は、国家行政組織法上の「特別の機関」に整理される

図表Ⅱ-5-2-2 防衛省・自衛隊の組織の概要

組織	概要
本省内部部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛隊の業務の基本的事項(防衛及び警備、自衛隊の行動等の基本(法令や政府レベルの方針の企画立案といった政策的・行政的業務)や人事、予算など)を担う組織</li> <li>●大臣官房のほか、防衛政策局、整備計画局、人事教育局及び地方協力局の4局から構成</li> </ul>
統合幕僚監部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関</li> <li>●統合運用に関する防衛及び警備に関する計画の立案、行動の計画の立案など</li> <li>●自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行</li> </ul>
陸上幕僚監部 海上幕僚監部 航空幕僚監部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関</li> <li>●各自衛隊の防衛及び警備に関する計画の立案、防衛力整備、教育訓練などに関する計画の立案など</li> </ul>
陸上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>●陸上総隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>・空挺団、水陸機動団などを基幹として編成</li> <li>・陸自部隊の一体的運用を可能とする。</li> </ul> </li> <li>●方面隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の師団及び旅団やその他の直轄部隊(施設団、高射特科群など)をもって編成</li> <li>・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面区の防衛にあたる。</li> </ul> </li> <li>●師団及び旅団 <ul style="list-style-type: none"> <li>戦闘部隊、戦闘支援部隊及び後方支援部隊などで編成</li> </ul> </li> </ul>
海上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛艦隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>・護衛艦隊、航空集団(固定翼哨戒機部隊などからなる。)、潜水艦隊などを基幹として編成</li> <li>・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛にあたる。</li> </ul> </li> <li>●地方隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>5個の地方隊があり、主として担当区域の警備及び自衛艦隊の支援にあたる。</li> </ul> </li> </ul>
航空自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>●航空総隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>・4個の航空方面隊を基幹として編成</li> <li>・主として全般的な防空任務にあたる。</li> </ul> </li> <li>●航空方面隊 <ul style="list-style-type: none"> <li>航空団(戦闘機部隊などからなる。)、航空警戒管制団(警戒管制レーダー部隊などからなる。)、高射群(地对空誘導弾部隊などからなる。など)をもって編成</li> </ul> </li> </ul>
防衛大学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関</li> <li>●一般大学の修士及び博士課程に相当する理工学研究科(前期及び後期課程)及び総合安全保障研究科(前期及び後期課程)を設置</li> </ul>
防衛医科大学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関</li> <li>●保健師及び看護師である幹部自衛官及び技官となるべき者を教育訓練するための機関</li> <li>●学校教育法に基づく大学院医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置</li> </ul>
防衛研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防衛省のシンクタンクにあたる機関</li> <li>●自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全保障に関する調査研究</li> <li>・戦史に関する調査研究及び戦史の編さん</li> <li>・戦史史料の管理・公開</li> </ul> </li> <li>●幹部自衛官その他の幹部職員の教育訓練を行う。</li> </ul>
情報本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●わが国の安全保障にかかる各種情報の収集・分析・報告を行う防衛省の中央情報機関</li> <li>・画像・地理情報、電波情報、公開情報など各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えたうえで、省内各機関や関係省庁に対する情報提供を実施する。</li> <li>・総務部、計画部、統合情報部、分析部、画像・地理部、電波部と6つの通信所で構成</li> </ul>
防衛監察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場から監察する機関</li> </ul>
地方防衛局 (全国8か所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方における防衛行政全般についての機能を担う地方支分部局</li> <li>・地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保、防衛施設の取得・管理・建設工事・基地周辺対策など、装備品などの調達にかかる原価監査・監督・検査などを行う。</li> <li>・北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄の8局で構成</li> </ul>
防衛装備庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防衛装備品の効果的かつ効率的な取得や国際的な防衛装備・技術協力などを行う外局</li> <li>・統合的見地を踏まえ、防衛装備品のライフサイクルを通じた一貫したプロジェクト管理の実施</li> <li>・部隊の運用ニーズについて装備面への円滑・迅速な反映</li> <li>・新しい領域(防衛装備品の一層の国際化、先進技術研究への投資など)における積極的な取組</li> <li>・調達改革の実現と防衛生産・技術基盤の維持・強化の両立</li> </ul>

図表Ⅱ-5-2-3 陸・海・空自衛隊の編成



図表Ⅱ-5-2-4 主要部隊などの所在地（イメージ）（2022年度末現在）



## 2 防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、防衛省の長として国の防衛に関する事務を分担管理し、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣、防衛大臣政務官（2人）及び防衛大臣補佐官が防衛大臣を補佐する。また、防衛大臣への進言を行う防衛大臣政策参与や、防衛省の所掌事務に関する基本的な方針について審議する防衛会議が置かれている。さらに、防衛大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する防衛事務次官や、国際関係業務などを総括整理する防衛審議官が置かれている。

そのほか、防衛省には、本省内部部局、統幕及び陸・海・空幕と、外局である防衛装備庁が置かれている。本省内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当しており、大臣官房長及び各局長は防衛装備行政を担当する防衛装備庁長官とともに、防衛大臣に対する政策的見地からの補佐を行う。

統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的見地から防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、陸・海・空

幕は運用以外の各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、こうした隊務に関する最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。

このように、防衛省においては、防衛大臣が的確な判断を行うため、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐がいわば車の両輪としてバランス良く行われることを確保している。

□□ 参照 II部1章2節3項4（文民統制の確保）

## 3 地方における防衛行政の拠点

防衛省は、防衛行政全般の地方における拠点として地方防衛局を全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、大阪市、広島市、福岡市及び嘉手納町）に設置している。

地方防衛局は、防衛施設と地域社会との調和を図るための施策や装備品の検査などに加え、防衛省・自衛隊の取組に対して地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を得るための様々な施策（地方協力確保事務）を行っている。

□□ 参照 IV部4章1節（地域社会との調和にかかる施策）

## 2 自衛隊の統合運用体制

自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、防衛省・自衛隊は、陸・海・空自を一体的に運用する統合運用体制をとっている。また、宇宙・サイバー・電磁波といった領域を含め、領域横断作戦を実現し得る体制の構築に取り組んでいる。

### 1 統合運用体制の概要

#### (1) 統幕長の役割

ア 統幕長は、統一的な運用構想を立案し、自衛隊の運用に関する軍事専門的見地からの大臣の補佐を一元的に行う。

イ 自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行する。その際、統合任務部隊<sup>1</sup>が組織された場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合であっても、大臣の指揮命令は、統幕長を通じて行われる。

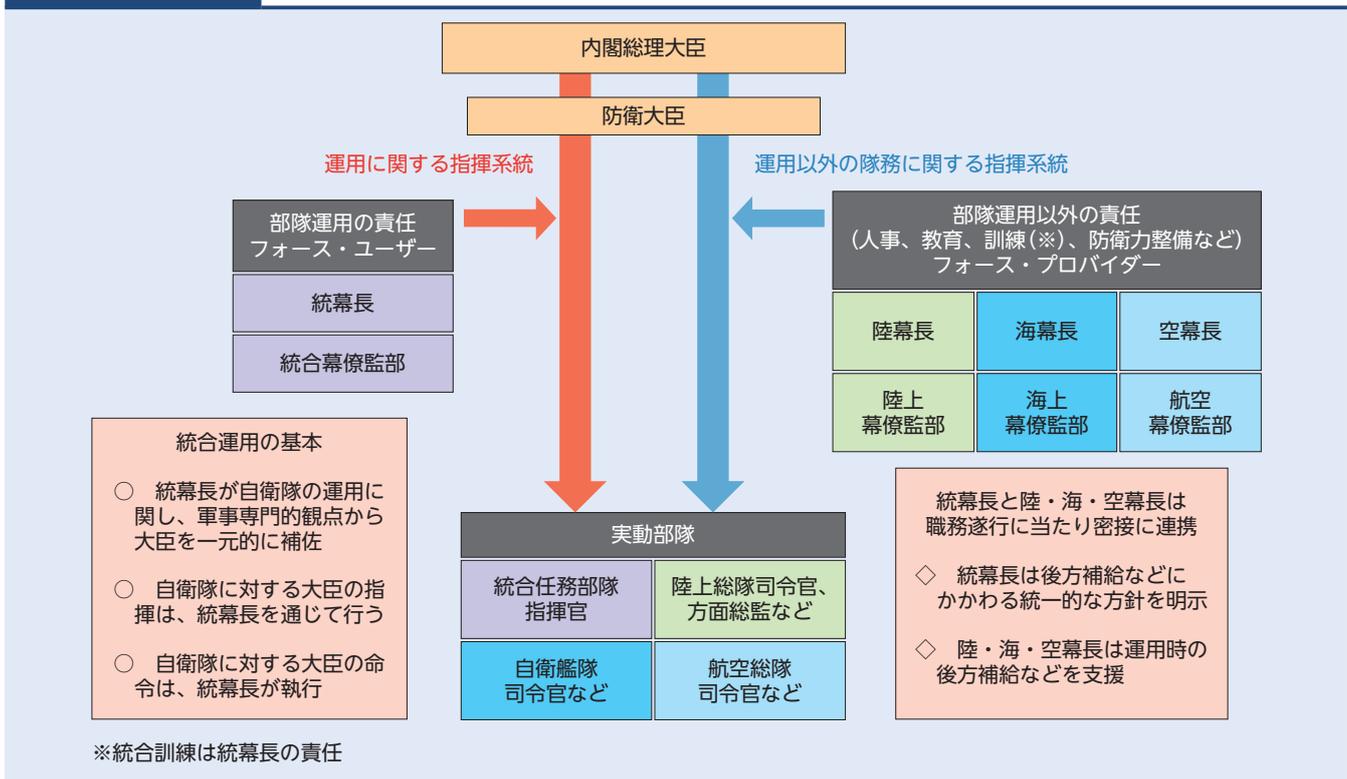
#### (2) 統幕長と他の幕僚長との関係

統幕は、自衛隊の運用に関する機能を担い、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの部隊を整備する機能を担う。

□□ 参照 図表Ⅱ-5-2-5（自衛隊の運用体制及び統幕長と陸・海・空幕長の役割）

<sup>1</sup> 自衛隊法第22条第1項又は第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、又は隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自の部隊のいずれか2以上からなるものをいう。弾道ミサイル対処や大規模災害対処など、様々な任務を迅速かつ効果的に遂行するためには、陸・海・空自を一体的に運用する必要があるため、単一の指揮官のもとに陸・海・空自にまたがる統合任務部隊を組織し、対応している。

図表Ⅱ-5-2-5 自衛隊の運用体制及び統幕長と陸・海・空幕長の役割



## 2 統合運用機能の強化

防衛戦略を踏まえ、統合運用の実効性の強化に向けて、平素から有事まであらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現する体制を構築する必要があるこ

とから、既存組織の見直しにより、陸海空自の一元的な指揮を行い得る常設の統合司令部を速やかに創設する。防衛大臣による指揮やその補佐のあり方、自衛隊内の部隊指揮のあり方など、必要な機能や効果的な指揮命令系統をどのように確保するかなどの課題を検討している。



動画：陸自広報動画※2023年3月末完成

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=5yDv3r4L91k>



動画：海上自衛隊公式広報ビデオ ～STRENGTH & READINESS～

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=jhfv2lSaWls&t=237s>



動画：航空自衛隊 日本の空を守る7つの部隊(ユニット)

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=AvUUYASaPUk>



動画：防衛装備庁広報ビデオ

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=O8dz3zJzhv4>



## 解説

## 常設の統合司令部

わが国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増す中、陸海空自衛隊の統合運用の実効性の強化に向けて、平素から有事まであらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現する体制を速やかに構築する必要があります。

このため、より将来的な統合運用の在り方として、大臣の指揮命令を適切に執行するための平素からの統合的な体制の在り方について検討した結果、既存組織

を見直すことにより、速やかに常設の統合司令部を創設することとしました。

今後、同司令部の創設に向け、防衛大臣による指揮監督やその補佐の在り方、自衛隊内の部隊指揮のあり方などについて、必要な機能や効果的な指揮命令システムをどのように確保するかなどの課題を検討しているところです。

**参照** 図表Ⅱ-5-2-5（自衛隊の運用体制及び統幕長と陸・海・空幕長の役割）